

AEDの保守管理について

2011年11月11日

医用電子システム事業委員会

体外式除細動器WG

1. 一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)
 - 一般社団法人 電子情報技術産業協会とは
 - 医用電子システム事業委員会の紹介
2. 厚生労働省
 - 自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (平成21年4月16日) 【抜粋】
3. 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
 - 自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理について PMDA医療安全情報 No.10 2009年5月
4. 保守点検の実際
 - 注意喚起案内
 - AED製造業者別
 - ✓ 日常点検の実施
 - ✓ 消耗品管理
 - ✓ 保守契約による管理等の委託、支援
 - フィリップス製AEDについて
 - メトロニック製AEDについて
 - 日本光電製AEDについて
 - 大宇製AEDについて
 - アドミス製AEDについて
 - オムロン製AEDについて

-
- | | |
|-----------|------------------------|
| 1. JEITA | 一般社団法人 電子情報技術産業協会 |
| 2. AED | 自動体外式除細動器 |
| 3. 厚労省 | 厚生労働省 |
| 4. PMDA | 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 |
| 5. フィリップス | 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン |
| 6. メトロニック | 日本メトロニック株式会社 |
| 7. 日本光電 | 日本光電工業株式会社 |
| 8. 大宇 | 大宇ジャパン株式会社 |
| 9. フクダ電子 | フクダ電子株式会社 |
| 10. アドミス | アドミス株式会社 |
| 11. オムロン | オムロン ヘルスケア株式会社 |

1. 厚生労働省ホームページから引用された文章、図及び写真等の著作権は、厚生労働省が所有しています。
2. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)から引用された文章、図及び写真等の著作権は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が所有しています。
3. 一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)から提供された文章、図及び写真等資料の著作権は、一般社団法人 電子情報技術産業協会が所有しています。
4. 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンから提供された文章、図及び写真等資料の著作権は、株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンが所有しています。
5. 日本メトロニック株式会社から提供された文章、図及び写真等資料の著作権は、日本メトロニック株式会社が所有しています。
6. 日本光電工業株式会社から提供された文章、図及び写真等資料の著作権は、株式会社日本光電工業が所有しています。
7. 大宇ジャパン株式会社から提供された文章、図及び写真等資料の著作権は、大宇ジャパン株式会社が所有しています。
8. フクダ電子株式会社から提供された文章、図及び写真等資料の著作権は、フクダ電子株式会社が所有しています。
9. アドミス株式会社から提供された文章、図及び写真等資料の著作権は、アドミス株式会社が所有しています。
10. オムロン ヘルスケア株式会社から提供された文章、図及び写真等資料の著作権は、オムロン ヘルスケア株式会社が所有しています。

- JEITAホームページ

<http://www.jeita.or.jp/japanese/>

- 医用電子システム事業委員会ホームページ(情報・産業社会システム部会)

<http://home.jeita.or.jp/is/index.html>

- 資料

提供: 一般社団法人 電子情報技術産業協会

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA: Japan Electronics and Information Technology Industries Association) は、電子機器、電子部品の健全な生産、貿易及び消費の増進を図ることにより、電子情報技術産業の総合的な発展に資し、我が国経済の発展と文化の興隆に寄与することを目的とした業界団体です。

- ◆ 産業規模にして約40兆円を持つ、IT・エレクトロニクス産業
- ◆ 政策提言や技術開発の支援
- ◆ 新分野の製品普及等の各種事業を精力的に展開
- ◆ 地球温暖化防止等の環境対策への取り組み

インダストリアル機器

メインフレーム、サーバ、ワークステーション、ネットワークストレージ、情報端末装置（ディスプレイ、プリンター、イメージスキャナ、OCR等）、端末装置（金融端末、POS端末、ハンディターミナル、KIOSK端末等）、放送機器、無線通信機器、無線応用機器、医用電子機器、電子計測器、工業用計測制御機器、道路交通システム機器等

電子デバイス

集積回路、半導体デバイス、LCD、PDP、OLEDパネル、モジュール等

電子部品

受動部品、機能部品、接続部品、変換部品、組立品、電子材料等

主な対象製品

コンシューマ機器

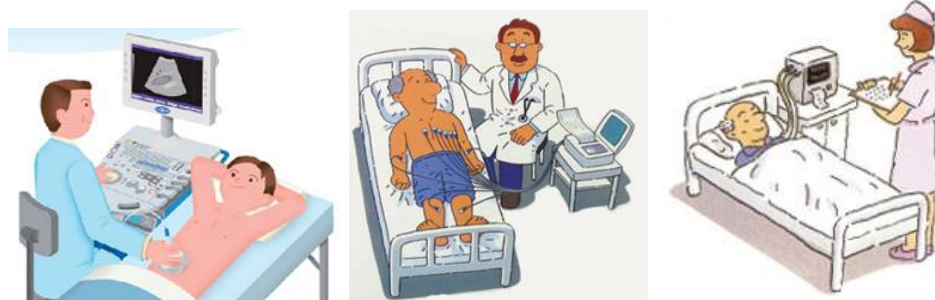
液晶テレビ、プラズマテレビ、パーソナルコンピュータ、PDA、PCカード、デジタル放送受信機、ケーブルテレビ機器、VTR、DVD、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ、オーディオ機器、カーナビゲーションシステム等

その他

EDI関連、RFID関連、EDAツール、ソフトウェア、ソリューションサービス等

情報・産業社会システム部会 医用電子システム事業委員会は、50年の歴史を持つ、主に生体現象計測・監視システムを取り扱う企業が参加する委員会です。

主な取扱い品目は、心電計、血圧計等の生体現象測定記録装置、ベッドサイドモニタ、テレメータ等の生体情報モニタ、超音波画像診断装置、自動体外式除細動器(AED)。



体外式除細動器WGの活動

- ◆ 業界の健全な発展を推進し、業界に共通して関与する諸問題に対応
- ◆ 適正な広告プロモーション活動を推進することを目的に
「自動体外式除細動器(AED)の適正広告・表示ガイドライン」を作成
- ◆ 具体的な案件の取扱いに関する事例を自主広告ガイドラインの
「Q&A」を作成

- 自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について

以下の厚労省ホームページより引用

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.html>



平成21年4月16日

(照会先)
医薬食品局安全対策課安全使用推進室
電話：03-5253-1111 (内線2758, 2751)
夜間直通：03-3595-2435

自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について

※この対策について、わかりやすくまとめた資料を作成いたしました。
「AEDの点検をしていますか？」(PDF)

1. 概要

自動体外式除細動器 (AED) については、平成16年7月に救命の現場に居合わせた市民による使用の取扱いを示して以降、国内において急速に普及しております (平成20年12月現在の推計：約20万台弱)。

一方で、AEDは、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、今後、AEDの適切な管理等を徹底するため、AEDの設置者等に対して日常点検や消耗品の管理等の実施を呼び掛けるものです。

2. AEDの設置者等にお願したい事項

「AEDの設置者等が行うべき事項等」(参考資料 (1) 別紙) を取りまとめ、4月16日に、各都道府県知事等あて通知を发出了しました。
その主な内容は、以下のとおりです。

1) 日常点検等の実施について

AEDの設置者は、設置したAEDの「点検担当者」を配置し、次に掲げる日常点検等を実施させてください。

- ・ AEDのインジケータの表示を日常的に確認すること。
- ・ 消耗品 (電極パッド及びバッテリー。以下同じ。) の交換時期を表示ラベルにより確認し、適切に交換すること。

2) AEDの設置情報の登録について

AEDの設置場所についての情報を共有し、その普及を図るとともに、製造販売業者からのAEDに関する安全性情報 (回収情報等) を迅速に提供するためにも、AEDの設置情報の登録を積極的に行ってください。登録いただいた設置情報は、非公開

とすることも可能です。

なお、登録方法等につきましては、お手持ちのAEDの購入店又は製造販売業者へお問い合わせください。

(参考) AED設置場所検索ホームページ (財団法人日本救急医療財団) URL
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

3. その他

AEDの製造販売業者に対して、本対策を実施するために必要な資材や関連する情報をAEDの設置者等に提供できるよう依頼しております。(参考資料 (1) 別添1参照)
現在、各製造販売業者において、表示ラベル等の配布に向けて準備しており、順次、対応がなされる予定です。

(参考資料)

(1) 各都道府県知事あて平成21年4月16日付け医政発第0416001号・食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(PDF)

(2) 「AEDの点検をしていますか？」(PDF)

(3) AEDの適切な管理等の実施に関するQ&A (PDF)

(4) AED製品一覧 (PDF)

(5) AEDの主な設置施設等一覧 (PDF)

(※) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) より、この対策に関連した「PMDA医療安全情報」が作成されております。ご参照下さい。
(PMDAホームページ)
PMDA医療安全情報No.10「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理について」

【AEDの各製造販売業者問い合わせ先】

○株式会社エムビーエス (販売業者：大宇ジャパン株式会社)

製品名：パラメディック (Paramedic)

問い合わせ先：(大宇ジャパン株式会社)

0120-915-256 又は 03-3224-7143

ホームページ：<http://japan.daewoo.com/index.jsp>

○日本光電工業株式会社

製品名：カルジオライフ (cardiolife)

問い合わせ先：AED保守受付センター 0120-233-821

ホームページ：<http://www.nihonkohden.co.jp/aed/>

- 日本メドトロニック株式会社
製 品 名：ライフパック (LIFEPAK)
問い合わせ先：ライフパックお客様センター 0120-715-545
ホームページ：<http://www.medtronic-lifepak.com/>

- 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン
製 品 名：ハートスタート (HEARTSTART)
問い合わせ先：AEDコールセンター 0120-802-337
ホームページ：<http://www.philips.co.jp/>

別紙

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施して下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自身が日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対応を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実な情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A

平成21年4月16日

• 点検担当者の役割と配置について

Q1 AEDの点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

- A 一つめは、日常点検としてインジケータ(AEDが正常かどうかを示すランプや画面)によりAEDが使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。(日常点検については、Q7～Q13をご参照下さい。)
- 二つめは、消耗品の管理として、AEDに取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期(使用期限等)を把握し、期限切れになる前に交換することです。(消耗品の管理については、Q20～Q24をご参照下さい。)

Q2 点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

- A AEDが設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。
- なお、設置台数等から考えて、設置者自身が点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Q3 点検担当者に資格は必要ですか。

- A 設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AEDの使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

1

なお、設置者自身が点検担当者となる場合も同様です。

Q4 点検担当者の役割を委託することはできますか。

- A AEDの購入店や製造販売業者(以下「販売業者等」という。)と保守契約を結ぶなどして委託してもかまいません。

Q5 病院内におけるAEDについても、同様の取扱いですか。

- A その通りです。医療機関や消防署等に設置されるAED(一般の方が使用できる製品に限る。)も同様に表示ラベルを取り付けることとしています。また、日常的なインジケータの確認や点検記録の保管についても同様です。

Q6 病院においても、点検担当者を配置する必要がありますか。

- A 一般の方が使用できるAEDについては、点検担当者を配置いただくこととなりますが、医療機器安全管理責任者等が点検担当者となり、日常的な点検を実施していただくことで差し支えありません。
- なお、Q2に述べたように、設置台数などにより、点検担当者として複数人を配置することも可能です。

2

• 日常点検について

Q7 なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

- A AED は自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。
- 万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

Q8 インジケータは、どのように確認すればよいですか。

- A 正常に使用可能な状態を示すインジケータのランプの色や画面の表示は、製品により異なります。お手持ちの AED の添付文書や取扱説明書をご覧ください。

Q9 インジケータの確認は、毎日、行わなければならないか。

- A AED は本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。
- ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AED を使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

3

• 点検記録について

Q10 どのような内容を記録するのですか。

- A 日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する(例えば、丸印を付けるなど)のみで十分です。
- なお、電極パッドやバッテリーの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。

Q11 点検記録には、決められた様式などがありますか。

- A 決められたものはありませんので、設置者又は点検担当の方がご自身で作成していただいて結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。
- なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。

Q12 点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。

- A 点検記録の保管期間については、とくに規定していません。AED を使用する際、その AED が正常状態であったことがわかるように、直近の1ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。

Q13 家庭内での使用のみを目的にしていますが、点検記録の保管は必要ですか。

- A 家庭内でのみに使用するために AED を設置している場合には、点検記録の保管は必ずしも必要ではありません。しかし、その使用目的から、日常点検は適切に行う必要があります。

4

• 表示ラベルについて

Q14 表示ラベルとは何ですか。

A 点検担当者が電極パッドやバッテリーの管理を円滑に行うために、必要な情報(交換時期や使用期限等)が記載されたものです。AED 本体又は収納ボックス等に、必ず取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、今後、新規に AED を購入した場合には、販売業者等により消耗品の交換時期を記載した表示ラベルが取り付けられた状態で納品又は設置されます。

Q15 すでに設置されている AED にも表示ラベルが必要ですか。

A すべての AED に必要です。すでに設置されている AED については、販売業者等が把握している販売先の記録に基づいて、購入者もしくは設置宛先に表示ラベルと電極パッドやバッテリーの交換時期に関する情報等が届けられます。点検担当者は、表示ラベルに交換時期等の必要事項を書き込み、お手持ちの AED に取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、表示ラベルは、準備が出来次第、提供されることとなっております。周囲の AED に表示ラベルが取り付けられた後も表示ラベルが提供されない場合には、お手持ちの AED の販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q16 表示ラベルの取付け位置はどこがよいですか。

A 通常設置された状態で表示ラベルに記載された電極パッドやバッテリーの交換時期等の情報が確認できるように、配慮する必要があります。とくに収納ボックス内に設置している AED に表示ラベルを取り付ける場合には、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように、取り付け位置に注意して下さい。

5

また、表示ラベルによりインジケータが隠れることのないように注意して下さい。詳しくは販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q17 表示ラベルへの記入は、誰が行うのですか。

A 電極パッドやバッテリーを交換した際には、点検担当者が次の交換時期や使用期限等を表示ラベルに記入して下さい。記入するための表示ラベルやシールは、新たに購入した電極パッドやバッテリーに添付されてきます。記入の仕方等、ご不明な点については、販売業者などにお問い合わせになるか、製品のホームページをご参照下さい。

Q18 表示ラベルを紛失した場合、どのようにすればよいですか。

A お手持ちの AED の販売業者等にご連絡下さい。

Q19 表示ラベルが取付けられていない場合はありますか。

A AED の販売業者等と契約を結び、電極パッドやバッテリーの管理を委託している場合(Q4 参照)には、表示ラベルを取り付けていないことがあります。ただし、その場合には表示ラベルのかわりに、「〇〇社が電極パッドやバッテリーの管理を行っています」などの表示がされています。

6

• 消耗品(電極パッドやバッテリー)の管理について

Q20 電極パッドやバッテリーはどのくらいの期間で交換が必要ですか。

A 電極パッドやバッテリーの使用期間は製品によって異なりますので、お手持ちの AED の添付文書や取扱説明書でご確認いただくか、販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q21 使用していない電極パッドでも、交換時期が来たら必ず交換する必要がありますか。

A 使用期限を過ぎると身体に貼る電極パッドの変質や接着面の乾燥が起こることがあります。そのような電極パッドを使用して電気ショックを行うと、パッド貼付部を火傷したり、十分な電気ショックが与えられない又は身体に貼ることができない可能性もあります。交換時期が来たら、新しい電極パッドへの交換が必要です。

Q22 他社の電極パッドを使用することはできるのですか。

A お手持ち AED に指定された電極パッドを使用して下さい。指定品以外のものを使用すると、動作不良を起こしたり、AED 本来の性能を発揮できない可能性があります。

Q23 AED を一度も使用していませんが、バッテリーは交換時期が来たら必ず交換する必要がありますか。

A 日常点検の項(Q 7)で述べたように、AED は自己診断機能を有していますので、常に一定の電力を消費しています。救命処置に使用しなくてもバッテリーは消耗しますので、交換する必要があります。

7

Q24 設置環境や使用状況によってバッテリーの使用期間が異なるとのことですが、どのような状況で変化が生じるのですか。

A 一般的にバッテリーは周囲の温度が高い状態で消耗が早いとされています。また、AED 講習などのために AED 本体のフタを開けたり、救命処置のために除細動を行ったりすると、バッテリーの寿命は短くなります。

8

• その他

Q25 AEDの設置情報は、登録しなければならないのですか。

A AEDは救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されているAEDの場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、AEDの不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実かつ迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等には、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。

登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q26 購入したAEDを授与又は寄贈することはできますか。

A 原則、AEDを第三者に販売又は授与することはできません。なぜなら、授与を行ったために設置場所がわからなくなると、前述したリコール等の重要な情報を提供することができなくなるなどの可能性があります。授与する必要が生じた場合等は、必ず、あらかじめ販売業者等にご連絡下さい。

なお、業事法により販売業の許可を得ていない者は、業としての販売や授与は禁じられております。

- PMDA医療安全情報 No.10 2009年5月 自動体外式除細動器(AED)の適切な管理について

以下のPMDAホームページより引用

http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen10.pdf

医薬品医療機器総合機構 PMDA 医療安全情報
http://www.info.pmda.go.jp No.10 2009年 5月

PMDA
医療安全情報
(独)医薬品医療機器総合機構

Pmda No.10 2009年 5月

自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理について

POINT 安全使用のために注意するポイント

AED設置後の管理ポイント

- ① AEDの点検担当者の配置
- ② AEDの日常点検の実施
- ③ 消耗品の管理と交換

1 日常点検の実施について

- AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示しているか、日常的に確認すること。
- インジケータが異常を示している場合には、メーカーに連絡するなど速やかに対応すること。

インジケータの確認



インジケータ

インジケータの色や画面の表示は製品により異なります。(P3参照)

AEDの点検担当者を決めて、インジケータの表示を日常的に確認・記録しましょう。

1/4

医薬品医療機器総合機構 PMDA 医療安全情報
http://www.info.pmda.go.jp No.10 2009年 5月

2 消耗品の管理・交換について

- 消耗品(バッテリー、電極パッド)の交換を適切に行なうこと。

バッテリーは、AEDを使用しなくても消耗します。

電極パッドは、古くなると十分な電気ショックを行なうことができなくなる可能性があります。



バッテリー 装着

電極パッド

AED本体

消耗品の管理のために表示ラベルを取付け、交換時期を日頃から把握しましょう。

表示ラベルの取付け例

収納ボックスに貼付ける



< 表示ラベルの一例 >

AEDは救命処置のための医療機器です。AEDを出番したら、いつでも使用できるように、AEDのインジケータや消耗品の再検測などを日頃から点検することが重要です。

成人用 電極/パッド有効期限	2010年 5月
小児用 電極/パッド有効期限	2010年 12月
バッテリー装着日	2008年 4月 25日

バッテリーの有効期限は3年です。
※ただし、取扱説明書や保証書によっては異なります。
(日本光電工業(株)提供)

AED本体に取付ける



消耗品の交換時期が確認できるように、表示ラベルは見えやすい位置に取付けましょう。(表示ラベルは、各AEDメーカーから提供されます。) また、消耗品を交換した時は、必ず表示ラベルを貼替えましょう。

2/4

AEDの適切な管理について (2)

医薬品医療機器総合機構 PMDA 医療安全情報
http://www.info.pmda.go.jp No.10 2009年 5月

インジケータの表示などについて

(株) フィリップスエレクトロニクスジャパン

		正常状態 ランプ(緑)が点滅している	異常あり ランプ(緑)が消灯している
		正常状態 黒い砂時計マークが点滅している	異常あり 赤い×マークが点灯又は点滅している

問い合わせ先: (株) フィリップスエレクトロニクスジャパン AEDコールセンター TEL 0120-802-337
http://www.philips.co.jp/

日本メドトロニック (株)

	正常状態 OKマークを表示している	異常あり マークやメッセージが表示される
	正常状態 OKマークを表示している	異常あり マークが表示される

問い合わせ先: 日本メドトロニック (株) ライフパックお客様センター TEL 0120-715-545
http://www.medtronic-lifeepak.com/

日本光電工業 (株)

			正常状態 緑を表示している	異常あり 赤が表示される
--	--	--	-------------------------	------------------------

問い合わせ先: 日本光電工業(株) AED保守受付センター TEL 0120-233-821
http://www.nihonkoden.co.jp/aed/ 3/4

医薬品医療機器総合機構 PMDA 医療安全情報
http://www.info.pmda.go.jp No.10 2009年 5月

(株) エム・ビー・エス (販売元 大宇ジャパン (株))

パラメディックGU-ER1

	正常状態 全てのランプが点灯していない	異常あり エラーランプ(赤)が点灯している
--	-------------------------------	---------------------------------

その他の注意点
この製品は、定期的に充電を行わなければ使用できませんので、ご注意ください。

問い合わせ先: 大宇ジャパン(株) TEL 0120-915-256 又は 03-3224-7143
http://japan.daewoo.com/index.jsp

AEDは救命処置のための医療機器です。AEDを設置したら、いつでも使用できるように、AEDのインジケータや消耗品の有効期限などを日頃から点検することが重要です。

この「PMDA医療安全情報No.10」に関連した通知が厚生労働省より出されています。

- 平成21年4月16日付医政発第0416001号・薬食発第0416001号連名通知
「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」
(参考)「AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A」
- 平成21年4月16日付薬食安発第0416001号通知
「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」

本通知については、医薬品医療機器情報提供ホームページ(<http://www.info.pmda.go.jp>) > 医療機器関連情報 > 機器安全対策通知 > 医療機器関連通知に掲載しております。

本情報の留意点

- このPMDA医療安全情報は、財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業報告書及び薬事法に基づく副作用・不具合報告において収集された事例の中などから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が専門家の意見を参考に医薬品、医療機器の安全使用推進の観点から医療関係者により分かりやすい形で情報提供を行うものです。
- この情報の作成に当たり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- この情報は、医療従事者の数量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品、医療機器の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。

発行先: finda 医療機器情報提供ホームページ 医療安全情報 TEL 03-3506-9486 (ダイヤルイン)
TEL 03-3506-9543 FAX 03-3506-9543 http://www.info.pmda.go.jp

4. 保守点検の実際

- 資料

提供: 一般社団法人 電子情報技術産業協会

【一般向け注意喚起】

AEDをいつでも使用できるように、日常的に下記の点検と対応をして下さい。

1. AEDのインジケータを確認して下さい。異常を示した場合には、取扱説明書に従い対処して下さい。
2. 表示ラベルにある、電極パッドやバッテリーの交換時期を確認し、交換を適切に実施して下さい。

AED使用時は、心電図の解析を正しく行う為に、下記に注意して下さい。

1. 電極パッドは、全面が貼り付くように貼って下さい。胸毛が多い場合は、剃って下さい。
2. 傷病者に接している電気毛布・電動ベット・マッサージ器等家電製品のコンセントを抜いて下さい。
3. AEDの音声ガイダンスに従って使用し、心電図の解析中は傷病者にさわらないで下さい。

- フィリップスホームページ

<http://www.philips.co.jp>

- フィリップスAEDコールセンター

0120-802-337

- フクダ電子ガーディアンホームページ

<http://www.fukuda.co.jp/aed/products/guardian.html>

- 資料


提供: 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

提供: フクダ電子株式会社

PHILIPS

ハートスタートAEDの日常点検

①ステータスインジケータを確認する

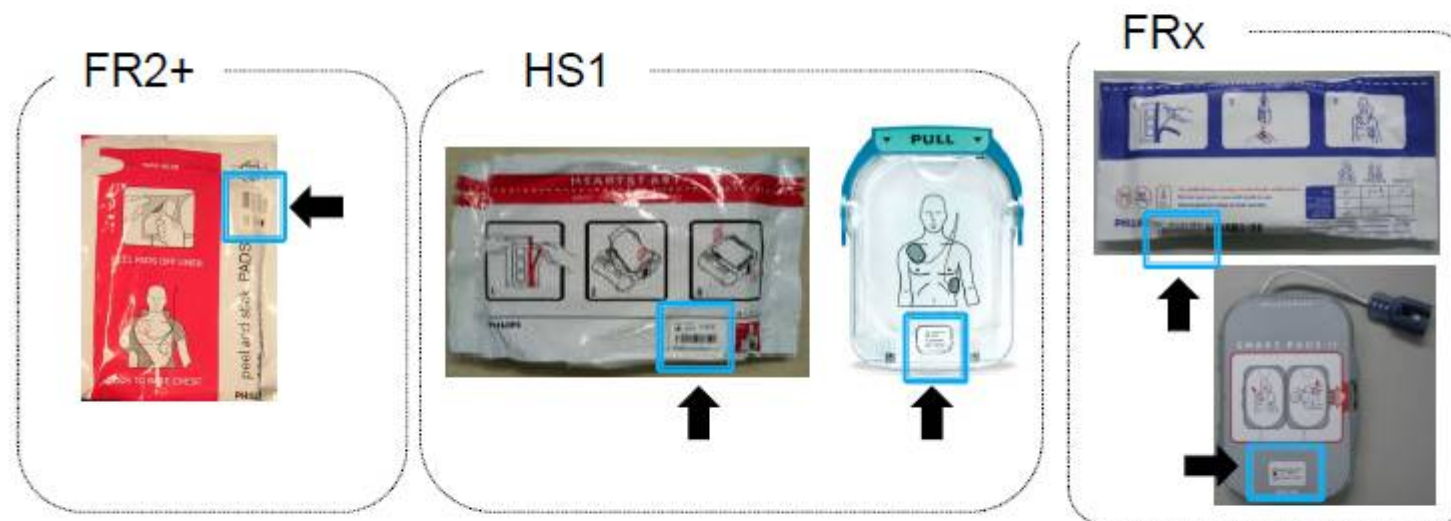
	確認するところ	◎ 正常にお使いいただけます	× 確認が必要です。 販売店に連絡してください
ハートスタートFR2+		 砂時計マークが点滅	 赤の×印が点滅し、 ビーブ音が鳴る
ハートスタートHS1		 電源ボタン上部の緑のランプ が3秒ごとに点滅	 緑のランプが消灯、ビーブ音が 鳴り、iボタンが点滅
ハートスタートFRx		 電源ボタン上部の緑のランプ が3秒ごとに点滅	 緑のランプが消灯、ビーブ音が 鳴り、iボタンが点滅

PHILIPS

②消耗品の期限を確認する

- ・パッドの使用期限はパッケージに記載、
- ・バッテリーは本体に装着してから4年で交換になります。

使用期限の過ぎたパッドは使用しないでください



ご希望のお客様へは年に1回、弊社AEDコールセンターよりダイレクトメールを送付し、AEDの管理方法をご案内しております

PHILIPS

消耗品交換サービス

～納入日から5年間の間に定期的に消耗品を供給するサービスです～

【定期交換サービス】

導入されたAEDの種類に合わせ、最新の除細動パッド・バッテリーを一定期間ごとに供給するサービスです

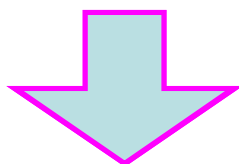
【拡張交換サービス】

定期交換サービスに加え、救命活動で使用された場合、ご連絡を頂くことにより、交換用の除細動パッドを供給するサービスです

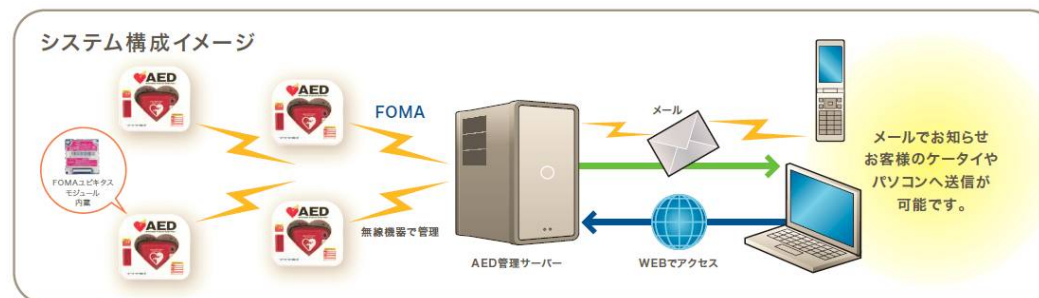
AED本体をご購入いただいた販売会社を通じてご紹介させていただきます。

フィリップス社製AEDの保守

AEDのセルフテストの結果を
監視



AED ガーディアン



3つの特徴:AEDガーディアンなら

日常点検を遠隔から行うことができる

■ 今までセルフテストの結果は、AED本体のインジケータを目視するしかありませんでしたが、AEDガーディアンならば、WEB画面から確認が可能になります。

複数台のAEDを一元管理できる

■ 今までできなかった複数台のAEDを一元管理することが可能になります。駅やデパート、全国展開している企業など複数台のAEDを設置している場合、それぞれの設置場所に任せるしかなかった管理が、WEB画面から一括確認することが可能になります。

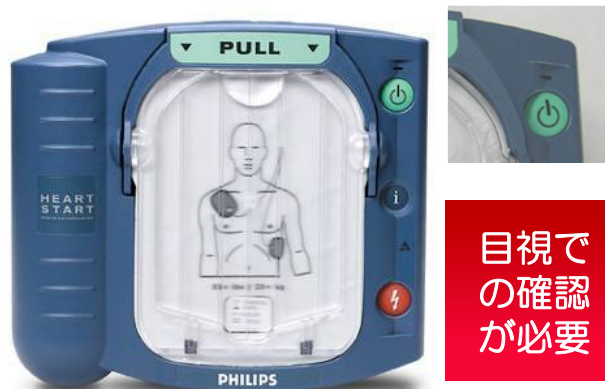
アラートメール配信機能

■ AEDの故障や持ち出しを検知した場合、また消耗品の期限が近付くとメールにて通知します。履歴は1年間自動的に保存され、いつでもWEB画面から確認が可能になります。

保守契約による管理等の委託 (3)

(1) 日常点検を遠隔から行うことができる

これまでの日常点検



(2) 複数台のAEDを一元管理できる



(3) アラートメール配信機能

AEDガーディアン

監視履歴 AED詳細

詳細情報 正常 異常 警告

受信日 年 月 日 ~ 年 月 日 検索

No.	受信日時	
1	2010年06月24日 10時09分	正常に監視がされています
2	2010年06月24日 10時09分	正常に監視がされています
3	2010年06月24日 10時09分	正常に監視がされています
4	2010年06月24日 10時09分	正常に監視がされています
5	2010年06月24日 10時08分	正常に監視がされています
6	2010年06月24日 10時08分	正常に監視がされています
7	2010年06月24日 10時08分	正常に監視がされています
8	2010年06月24日 10時08分	正常に監視がされています

アラートメールとは?
AEDの異常をメールでお知らせ

アラートメール配信機能

AED本体の故障	バッテリー容量の低下
除細動パッド異常	パッド有効期限
バッテリー有効期限	通信エラー
AED保証期限	ガーディアン有効期限
AEDの持ち出し(随時)	



- メドトロニックホームページ

<http://www.medtronic-lifepak.com>

- ライフパックお客様センター

0120-715-545

- PUSH会員サイト

http://www.push-physiocontrol.com/push/Portal_Login

- 資料

提供：日本メドトロニック株式会社



日常点検の実施(インディケータの確認)



©2008 Medtronic Japan Co., Ltd. All Rights Reserved.

ライフパック CR Plus

正常状態	異常あり
OKマーク表示	電池マーク、注意マーク、 修理マークを表示



©2008 Medtronic Japan Co., Ltd. All Rights Reserved.

ライフパック500/500B

正常状態	異常あり
OKマーク表示	電池マーク、修理マーク、 メッセージを表示



日常点検の実施(インディケータの確認)



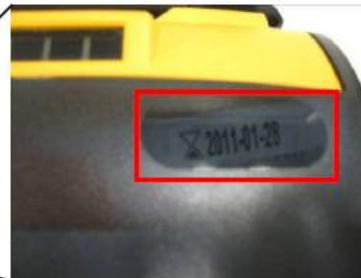
正常状態	異常あり
OKマーク表示	電池目盛表示が空白 修理マーク

© 2009 Medtronic Japan Co., Ltd. All Rights Reserved.

ライフパック 1000



ライフパックCR Plus消耗品期限の確認場所



蓋を開けなくても確認可能

ライフパックCR Plus交換キット
(電極パッド2セット、バッテリーを同時交換)



交換用小児用電極



ライフパック500/500B消耗品期限の確認場所



ライフパック500使い捨てバッテリー



EDGEクイックコンボ (REDI=PAK)



ライフパック1000消耗品期限の確認場所



ライフパック1000使い捨てバッテリー

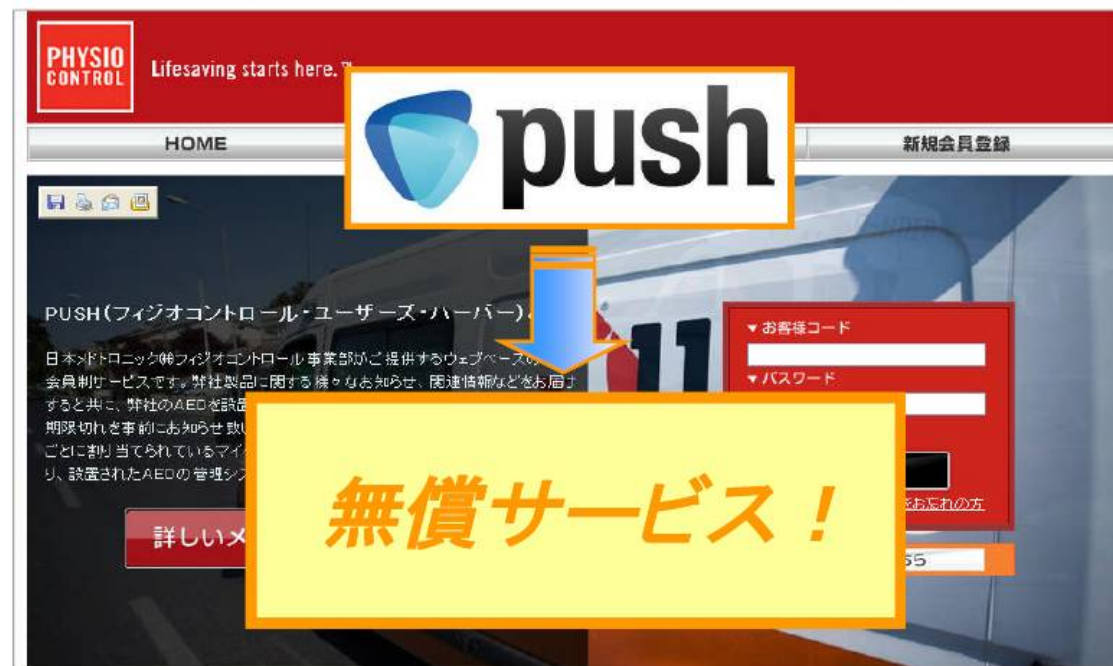


EDGEクイックコンボ (REDI=PAK)



サービスポータルサイト(PUSH)

- AED所在のWeb管理や消耗品使用期限到来前のアラートメールの配信サービス





メンテナンスツールのご提供

基本保守機能

✓ 製品設置先管理・ 消耗品管理

複数台所有のお客様でもWebでまとめて製品を一括管理可能！

✓ 消耗品交換時期の お知らせ

お知らせメール配信機能やマイページのアラート機能でお客様のうっかり消耗品交換忘れを防止！

シリアル番号ごとに設置先情報や購入情報、消耗品情報、本体保証期間などの情報を管理

シリアル番号:38492216	製品種別
機種	
設置場所	
Web管理者	
設置年月日	2010/05/01
消耗品交換時期	2010/04/20 (交換時期を過ぎています)
本体保証期間	2015/01/20
点検担当者	
種別	ウェブ種

交換時期までの日数(180日前より)、あるいは交換時期が過ぎていることを表示

交換時期まで90日、60日、30日、0日ごとにお知らせメールが届く

ドトロニックからのお知らせ

- 定期まゆみへ
* 消耗品交換時期まであと半年です。
* ご注意下さい。消耗品有効期限が過ぎています!!!
* 2010/06/28
- 会員のみならずへ
* 2010/06/28

※当サービスをご利用の際は、お客様による製品登録及び管理が必要です。



情報提供サービス

お客様マイページ

- ✓ **特定の会員様向けへのお知らせ**

消耗品交換期限が近づいた製品をお持ちの場合は、お知らせを表示！

- ✓ **お知らせコンテンツ**

救命事例、設置事例、AED使用事例、トレーニング事例、保守メンテナンス等々の情報提供

- ✓ **お役立ち情報**

カタログなどを掲載、点検チェックシートをダウンロードして活用

- ✓ **販売店様の情報発信**

購入先販売店の連絡先やキャンペーン情報をリンク

- 日本光電ホームページ

<http://www.nihonkohden.co.jp/aed/>

- AED保守受付センター

0120-233-821

- 資料

提供: 日本光電工業株式会社

私たちの行動で救える命があります



cardiolife AED の日常点検・消耗品

♥ 日常点検：ステータスインジケータの確認

インジケータを確認してください

- 緑は使用可
- 赤は使用不可

⊗ 赤色（使用不可）の場合は、AEDのフタを開け、診断パネルをチェックします。

<p>バッテリー残量ランプが赤く点灯している場合</p> <p>0% 50% 100% バッテリー</p> <p>新しいバッテリーに交換してください。</p>	<p>パッド点検ランプが赤く点灯している場合</p> <p>パッド点検</p> <p>電極パッドの接続や使用期限を確認してください。</p>	<p>要修理ランプが赤く点灯している場合</p> <p>要修理</p> <p>故障しています。当社または販売店にご連絡ください。</p>
---	--	--

♥ 消耗品：電極パッド ・ バッテリー



<http://www.nihonkohden.co.jp/aed/dailycheck.html>

↓ 電極パッドとバッテリーの種類は、AEDによって異なります

	AED-9100 AED-9110 AED-9200 AED-9231	AED-1200	AED-2100
電極パッド	使い捨てパドル P-590 1組セット [H320] ・ 2組セット [H321]		使い捨て除細動パッド P-531 [H324B]
小児用パッド	減衰器付き除細動電極 P-592 [H322]		小児用使い捨て除細動 パッド P-532 [H324D]
バッテリー	長寿命リチウム バッテリー [X213]	バッテリーパック NKPB-1375 [X215]	バッテリーパック NKPB-1430 [X212]

私たちの行動で救える命があります

AED-2100 消耗品期限の確認方法



AEDは救命処置のための医療機器です。
AEDを設置したら、いつでも使用できるように、AEDのインジケータや消耗品の有効期限などを日頃から点検することが重要です。

成人用	2010年12月
電極パッド使用期限	
小児用	2010年12月
電極パッド使用期限	
バッテリー装着日	年 月 日

バッテリーの待機寿命は2年です。
※ただし、設置環境や使用状況によっては短くなります。

AED日常点検タグ

使い捨て除細動パッド



バッテリーパック



私たちの行動で救える命があります

日本光電 医療機器専門サービス員が お伺いする定期点検プラン



医療機器の保守点検は、
修理業の許可を取得している
日本光電に
お任せください!



- 主な点検項目**
- 外観
 - 安全性
 - ステータスインジケータ
 - 内部放電
 - パッド点検ランプ
 - 要修理ランプ
 - 出力エネルギー
 - バッテリー
 - ・セルフテスト
 - ・メモリ
 - ・時計 等

- 点検に使用する測定器・治具**
- エネルギーチェッカー
 - パソコン (専用ソフト付)
 - ストップウォッチ
 - リーク電流測定器
 - 点検用電極パッド
 - 点検用バッテリー



私たちの行動で救える命があります

日本光電関西株式会社 がお届けする 定期交換消耗品・保守点検契約付き 特別リースプラン



AED機器一式

本体、電極パッド3回分、キャリングケース、教育用DVDをお届けいたします。



注意 このプランは5年間のみの契約とさせていただきます。契約はリース契約となりますので審査の結果、サービスのご提供をお受けいただけない場合がある事をご了承ください。



5年間の定期交換消耗品

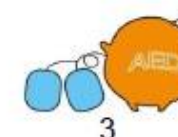
電極パッド9セット、バッテリー5個を提供いたします。
(救命時以外での使用に関しては有料となります。)



5年間の保守点検

約一年(13~14カ月)ごとに サービス員がお伺いし保守点検を行います。

点検終了時は点検記録表により報告いたします。
正式な点検完了報告書を発行いたします。



NIHON KOHDEN

- 大宇ホームページ

<http://aed.daewoo.co.jp>

厚労省、PMDA掲載のURLと異なりますので、ご注意ください。

- コールセンター

0120-915-256 又は 03-3224-7143

- 資料

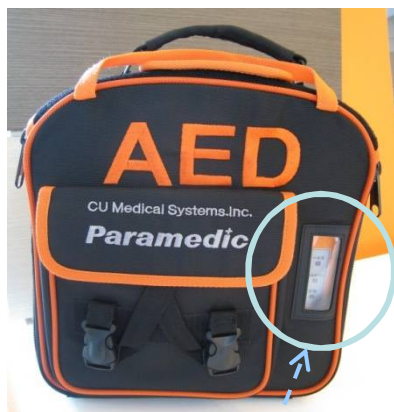
提供: 大宇ジャパン株式会社

- CU-ER1に関して

パラメディックCU-ER1の製造販売業者は、株式会社エムビーエスから、大宇ジャパン株式会社になりました。このため、厚労省、PMDA掲載のURLと異なりますので、ご注意ください。

パラメディック CU-ER1の日常点検の実施

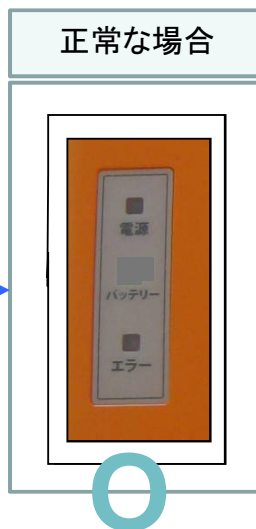
1. インジケータの確認 (ケースの中にある状態)



透明になっている部分内のインジケータを見て装置の状態を確認できます。

使用可/不可を表すインジケータ

正常な場合



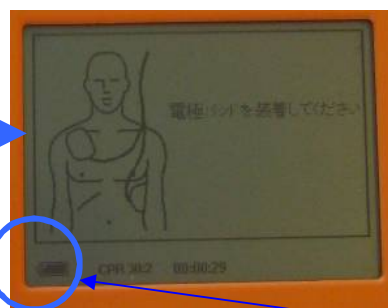
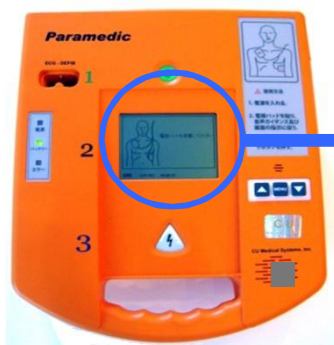
エラーの場合



インジゲータのエラーランプが点滅していないことを毎日確認してください。
エラーランプが赤色に点滅(使用不可能)して、エラー音が鳴る場合は、購入した販売店又は、大宇ジャパン(株)までご連絡ください。

CU-ER1は、日常点検のほかに3ヶ月に1度定期点検が必要です。

2. バッテリー残量のチェック (電源を入れた場合)



<残量表示> 残量80%の例

CU-ER1は充電式のバッテリーを搭載しております。使用後または定期点検時(3ヶ月に1度)には必ずフル充電を行ってください。

左図の左下にバッテリーの残量が表示されます。

アイパッドNF1200の日常点検の実施

★日常点検

i-PAD NF1200は、毎日自動でセルフテストをしています。

セルフテストの結果は、窓内真ん中のインジゲータ(状態ランプ)に表示されます。

1. インジゲータ(状態ランプ)の確認:使用可/不可を表す



状態	正常な状態	エラー状態
インジゲータ	 5秒毎に点滅	 5秒毎に点滅 警告音が鳴ります

2. 装置の外観(ケースの中にある状態)



※毎日緑の点滅(約5秒毎)を確認してください。

日常点検の実施 (3)

パラメディック CU-ER1の日常点検表

CU-ER1 日常点検表

シリアル番号: _____

点検担当者名						
点検年月	年 月		年 月		年 月	
点検日	1	16	1	16	1	16
インジケータの エラー確認	2	17	2	17	2	17
	3	18	3	18	3	18
	4	19	4	19	4	19
	5	20	5	20	5	20
	6	21	6	21	6	21
	7	22	7	22	7	22
	8	23	8	23	8	23
	9	24	9	24	9	24
	10	25	10	25	10	25
	11	26	11	26	11	26
	12	27	12	27	12	27
	13	28	13	28	13	28
	14	29	14	29	14	29
	15	30	15	30	15	30
		31		31		31

【インジケータの表示】

正常な状態の時は○

エラー状態の時は×

アイパッド NF1200の日常点検表

iPAD NF1200 日常点検表 ■■■■■■■✓

製品情報	設置年月日		管理責任者			
	シリアル番号		管理担当者			
点検担当者名						
点検年月	年 月		年 月			
点検日	1	16	1	16	1	16
インジケータ (状態ランプ)の確認	2	17	2	17	2	17
	3	18	3	18	3	18
	4	19	4	19	4	19
	5	20	5	20	5	20
	6	21	6	21	6	21
	7	22	7	22	7	22
	8	23	8	23	8	23
	9	24	9	24	9	24
	10	25	10	25	10	25
	11	26	11	26	11	26
	12	27	12	27	12	27
	13	28	13	28	13	28
	14	29	14	29	14	29
	15	30	15	30	15	30
		31		31		31

日常点検表記入例

正常な状態の時は○

エラー状態の時は×

販売店名: _____


電話番号: _____

緊急連絡先: _____


パラメディック CU-ER1の定期点検の実施

日常点検の他に3ヶ月に1回定期点検してください

Paramedic CU-ER1定期点検表

No.	点検項目	
1	外観	AEDに傷がありますか？
		-破損したり、亀裂が発生していませんか？
		-ボルトが外れていませんか？
2	基本動作	エラーランプが点灯していますか？ *インジケータのエラーランプが赤色に点灯していたら、販売店もしくはコールセンターに問合せしてください。(但し: 下記の場合を除く) -ERRORCODE「0001」発生時: ACアダプタ(充電器)で充電してください。 -ERRORCODE「2048」発生時: マニュアル自己診断を行ってください。(進行中のボタンの操作は10秒以内)
		電源を入れた時、正常にインジケータと液晶画面が作動しますか？ 1. 電源ボタン(緑色)を押して電源を入れる。 2. 緑色の電源ボタンが点灯、液晶画面に「STARTING UP」と表示され、ショックボタンが赤色に1度点灯し、消える。 3. 液晶画面に「電極パッドを装着してください」という文字と音声指示が出ます。 4. インジケータはバッテリーランプだけが緑色で点灯し、他は点滅も点灯もしまし。 5. 緑の電源ボタンを押して電源を切る。
3	バッテリー	バッテリーの残量は充分ですか？
		充電は充分ですか？(バッテリーの残量は50%以上残っていますか) *3ヶ月毎にフル充電(3~4時間)しましたか？ -充電終了時には、インジケータのバッテリーランプは緑色に点灯します。 -液晶画面にバッテリー残量が、右図のようにフル充電表示されていますか？
4	電極パッド	右図のように電極パッドの有効期間が1ヶ月以上残っていますか？  2011年05月まで
5	動作環境	AEDの設置場所の温度は0℃~40℃ですか？

***緊急時(使用時には119番に電話してください)**
*詳しいAEDの使い方及び点検方法は、取扱説明書をご覧ください。
*点検の結果、AEDに異常がある場合には販売店、もしくはコールセンターにお問い合わせください。

 **CU Medical Systems, Inc.**
www.cu911.com


コールセンター
フリーダイヤル: 0120-910-256

販売店名:
電話番号:
緊急連絡先:

Paramedic CU-ER1定期点検表

製品情報		設置月日	管理責任者
シリアル番号			管理担当者
No.		点検項目	点検月日
			点検者
1	外観	製品に傷がありますか？	はい いいえ
2	基本動作	エラーランプが点灯していますか？	はい いいえ
		電源を入れた時、正常にインジケータと液晶画面が作動しますか？	はい いいえ
3	バッテリー	バッテリーの残量は、充分ですか？	はい いいえ
		3ヶ月以内にフル充電をしましたか？	はい いいえ
4	電極パッド	電極パッドの有効期間が1ヶ月以上残っていますか？	はい いいえ
5	動作環境	製品の設置場所の温度は0℃~40℃ですか？	はい いいえ

***緊急時(使用時には119番に電話してください)**
*詳しい製品の使い方及び点検方法は、取扱説明書をご覧ください。
*点検の結果、製品に異常がある場合は、販売店もしくは、コールセンターにお問い合わせください。

 **CU Medical Systems, Inc.**
www.cu911.com

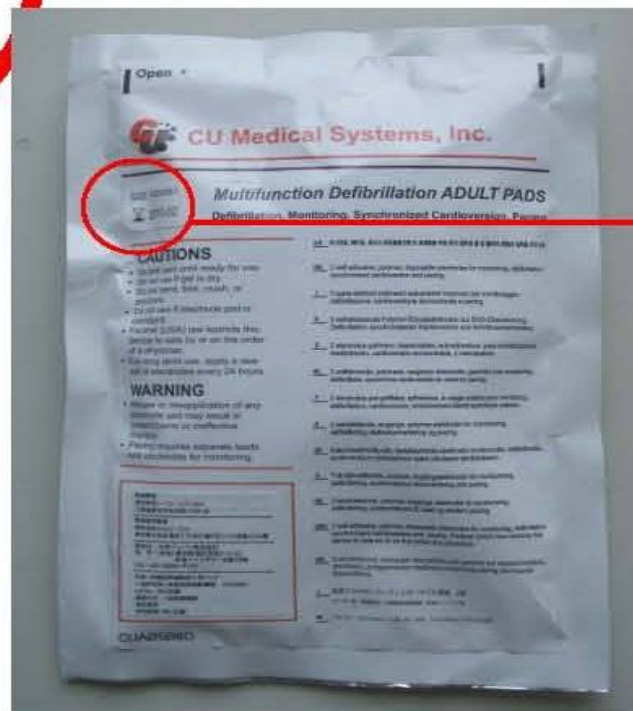
販売店名:
電話番号:
緊急連絡先:

連絡の取れる電話番号を記入してください

定期点検表及び、日常点検表は大宇ジャパンのHPよりダウンロードできます。http://aed.daewoo.co.jp/check_cu.html

パラメディックCU-ER1 電極パッドの交換時期(期限)

成人用電極パッド



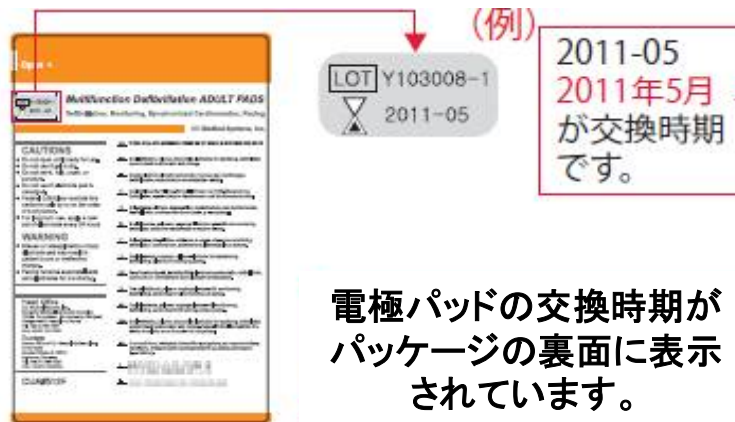
2010-2
2010年2月
が交換時期
です。

電極パッドの交換時期が
パッケージの裏面に表示
されています。

アイパッドNF1200

電極パッド及びバッテリーの交換期限(時期)

電極パッド(成人用)の交換時期



(例) 2011-05
2011年5月
が交換時期
です。

LOT Y103008-1
2011-05

電極パッドの交換時期がパッケージの裏面に表示されています。

バッテリーの交換時期



バッテリーは本体に装着してから概ね4年で交換になります。

- アドミスホームページ

<http://www.admis.co.jp/index.html>

- アドミスAEDコールセンター

0800-222-0889

- 資料

提供: アドミス株式会社

アドミス株式会社

ZOLL AED Plusの日常点検

* ステータスインジケータの確認



使用可

点灯した「✓」マークは、装置が最後のセルフテストに合格し、使用できる状態であることを示します。

使用不可 (確認が必要です。販売店に連絡して下さい。)

点灯した「✗」マークは、装置がセルフテストに不合格であり、使用できない状態であることを示します。

アドミス株式会社

* 日常点検の記録

日常点検チェックリスト

AED 本体：ZOLL AED Plus 半自動除細動器 (ZOLL AED Plus™)

製造番号 (シリアル番号)： _____

点検月	年	月	日	年	月	日	年	月	日			
点検担当者名												
パッドの使用期限	年	月		年	月		年	月				
パッドの使用期限	年	月		年	月		年	月				
外観の確認 ・ AED 本体の損傷、ひび、汚れ等。	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし
・ 全てのケーブルのひび、キズ、破損等。	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし
確認日	年	月	日	年	月	日	年	月	日			
ステータスインジケータの表示確認	1	16		1	16		1	16				
	2	17		2	17		2	17				
	3	18		3	18		3	18				
(○または×にて記入してください)	4	19		4	19		4	19				
	5	20		5	20		5	20				
	6	21		6	21		6	21				
	7	22		7	22		7	22				
	8	23		8	23		8	23				
	9	24		9	24		9	24				
	10	25		10	25		10	25				
	11	26		11	26		11	26				
	12	27		12	27		12	27				
	13	28		13	28		13	28				
	14	29		14	29		14	29				
	15	30		15	30		15	30				
		31			31			31				

※電極パッドやバッテリーの有効期限が切れている場合は、交換して下さい。

<ステータスインジケータの表示>

○ (正常にお使いいただけます。)




『√』 ⇒ 正常

× (確認が必要です。販売店に連絡して下さい。)




『×』 ⇒ 異常

日常点検チェックリスト(3ヶ月分)にて、日常点検結果を記録します。

(チェック項目)

- ・パッド、バッテリーの使用期限
- ・外観の確認(損傷等の異常の有無)
- ・ステータスインジケータの確認


日常点検チェックリストはアドミスホームページよりダウンロード可能です。

アドミス株式会社

* 消耗品期限の確認(1)

消耗品：電極パッド



パッドの使用期限は
パッドのパッケージに記載さ
れている砂時計マーク  の
右側の数字です。

使用期限の過ぎたパッド
は使用しないでください。

電極パッド(CPR-D-padz)

アドミス株式会社

* 消耗品期限の確認(2)

消耗品：バッテリー



バッテリーはAEDに装着してから**5年間**使用できます。



Duracellリチウムバッテリー10本

使用開始期限が過ぎたバッテリーを装着しないでください。


アドミス株式会社

* 消耗品期限の確認(3)

「AED消耗品交換時期」タグの活用



パッド、バッテリーの交換時期
をタグに記載します。

- ・パッドは砂時計マーク  の
使用期限(年月)
- ・バッテリーはAEDに装着した
年月から5年を加算した年月



AED本体の取手
に結び付けます

- オムロンヘルスケアホームページ(AED専用)

<http://www.aed.omron.co.jp/>

- AEDカスタマーサポートセンター

0120-401-066

- 資料




提供:オムロンヘルスケア株式会社

パワーハート G3 の日常点検

日常点検：
パワーハートG3は、毎日自動でセルフテストをしています。セルフテストの結果はスタンバイ表示に表示されます。



本体に異常があると、診断パネルに以下のようなエラー表示が出ます。

<p>左端のバッテリー残量表示(LED)が赤色に点灯</p>  <p>バッテリー残量がわずかになりました。新品のバッテリーと交換してください。</p>	<p>パッド点検表示(LED)が赤色に点灯</p>  <p>電極パッドを正しく接続するか、新品と交換してください。</p>	<p>故障表示(LED)が赤色に点灯</p>  <p>修理が必要です。当社AEDカスタマーサポートセンターまでご連絡ください。</p>
---	---	---

消耗品の交換時期を確認する

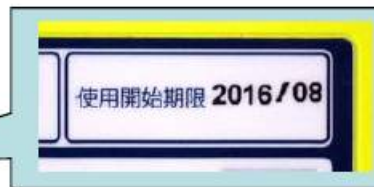


電極パッドの点検
交換時期が過ぎていないことを確認してください。

バッテリーの点検
バッテリーの使用開始期限が越えていないことと、
交換時期が過ぎていないことを確認してください。
バッテリーは本体に装着してから4年が交換時期になります。



電極パッドの交換時期が、パッケージの裏面に表示されています。
交換時期が過ぎていないことを確認してください。

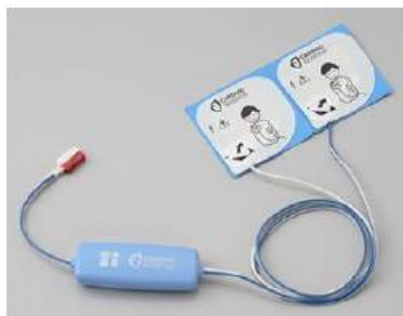


バッテリーの使用開始期限が過ぎていないことを
確認してください。

消耗品



● 除細動パッド PD3101
HDF-PD-3101
製造販売届出番号:
26B1X10002000029



● 小児専用除細動パッド PD3301
HDF-PD-3301
製造販売届出番号:
26B1X10002000030



● バッテリー
HDF-BT-3000

選べる導入・運用プラン

さまざまなレンタルプランをご提案します。

「初期費用を抑えたい」「ランニングコストの負担を少なくしたい」「スタンド収納ケースなど別売品もまとめてレンタルしたい」など、お客様のさまざまなニーズに合わせてプランをご提案いたしますので、お気軽にご相談ください。



消耗品の交換時期を事前にお知らせします。

除細動パッドやバッテリーなど、消耗品の使用期限が切れる前に、オムロンから事前に交換時期をお知らせするサービスもご用意しております。(購入時にご登録が必要となります。)



詳細は、弊社ホームページ(AED専用)をご覧くださいか、または、AEDカスタマーサポートセンターまで、お問い合わせをお願いいたします。